

○平戸市やらんば市民活動サポート事業補助金交付要綱

平成24年5月29日

告示第60号

改正 令和3年3月23日告示第15号

令和4年3月25日告示第19号

令和5年3月27日告示第4号

令和6年6月18日告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市において公益的な活動を行う市民活動団体に対し、さらなる活動の促進を図り、もって協働によるまちづくりの推進に資するため、予算の範囲内で平戸市やらんば市民活動サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(一部改正〔令和6年告示75号〕)

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 当該団体が会員5名以上で構成されていること。
- (2) 当該団体が政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 別表1に掲げる団体であること。

(補助金対象事業部門)

第3条 この補助金の目的を達成するために、次に掲げる対象事業部門を設定する。

- (1) はじめの一步部門
- (2) 活動ステップアップ部門

(一部改正〔令和4年告示19号〕)

(補助対象事業、補助額等)

第4条 この補助金の対象となる事業は、別表2に掲げる分野に関する事業とする。

2 補助対象経費及び補助額等は、別表1のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、平戸市やらんば市民活動サポート事業計画書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 交付決定前に事業を実施する場合は、事業計画書に平戸市やらんば市民活動サポート事業早期着手予定調書（様式第1号）を添付するものとする。

(補助金の交付に対する審査の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を確認のうえ受理するものとする。

2 市長は、前項で受理した申請に対する補助金の交付の適否及び補助金の額の決定に際し、平戸市ひらど生き活きまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の審査に付することができる。

3 市長は、委員会の審査結果を受け事業承認の可否について決定し、その結果を事業計画書を提出した者に通知するとともに、団体名、事業内容及び交付金額を公表するもの

とする。

(一部改正〔令和3年告示15号・5年4号〕)

(申請に付すべき書類)

第7条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体調書(様式第4号)
- (4) 団体の会員名簿
- (5) 団体の会則、規約又は定款
- (6) 団体の直近の収支決算書又は収支予算書
- (7) その他事業に要する見積書及び市長が必要と認める書類
(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) 事業に対する対象部門の実績評価表(様式第5号)
- (4) 事業に要した経費を証するもの
- (5) 事業の実施を証した写真
- (6) その他市長が必要と認める写真
(事業評価)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告があった場合は、速やかにその内容を確認のうえ、受理するものとする。

2 市長は、前条で受理した実績報告について、補助事業の評価について、委員会の評価に付することができる。

3 市長は、前項の評価結果を補助対象者に通知するとともに、団体名、事業評価を公表するものとする。

(一部改正〔令和3年告示15号〕)

(事後調査)

第10条 市長は、補助金を交付した団体に対し、補助金交付の効果を把握するため事後調査をすることができる。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第11条 補助対象者は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を5年間保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(各対象事業部門との関係)

第12条 補助対象者は、複数の事業部門を同一年度に申請できないものとする。

2 はじめの一步部門は、過去に他の事業部門の補助事業者となったことがある団体は、

申請できないものとする。

- 3 活動ステップアップ部門は、過去にはじめの一步部門以外の他の事業部門の補助対象事業者となったことがある団体は、他の事業部門と合わせて通算4回以上となる場合は、申請できないものとする。

(一部改正〔令和4年告示19号〕)

(他の補助金等との関係)

第13条 市長は、本補助金と同一の補助対象経費について、国、県が交付する補助金等を受給している場合は、本補助金を交付しないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
(平戸市地域コミュニティ活動推進事業補助金要綱の廃止)
- 2 平戸市地域コミュニティ活動推進事業補助金要綱(平成20年平戸市告示第42号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に廃止前の平戸市地域コミュニティ活動推進事業補助金交付要綱(平成20年平戸市告示第42号)第4条第3項の規定により補助を受けている団体に対する補助の回数は、この告示の当該規定によりなされた補助の回数とみなす。

附 則(令和3年3月23日告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第19号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第4号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月18日告示第75号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表1(第2条、第4条関係)

(全部改正〔令和4年告示19号〕)

番号	事業区分(部門)	補助要件	補助対象経費	補助回数	補助金・補助率
1	はじめの一步	設立後3年未満の団体が、その活動の基盤強化を図るために行う事業	謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 材料費 燃料費	1団体につき1回とする。	対象経費から当該事業にかかる収入を差し引いた額の2/3以内とし、20万円を限度とする。
2	活動ステップアップ	1年以上継続して活動している団体	通信運搬費 保険料	1団体につき通算3回	対象経費から当該事業にかかる

	が、自らのその資 質を向上させ、そ の活動の拡大を図 るために行う事業	手数料 使用料 賃借料 備品購入費	までとする。	収入を差し引い た額の1/2以 内とし、50万円を 限度とする。
備考				
1 旅費は、平戸市職員旅費支給条例（平成17年平戸市条例第45号）別表1の旅費額に準じるものとする。				
2 備品購入費は、事業実施に必要不可欠でかつ長期に使用する物品であって、パソコン、カメラ等、他の事業において使用可能な汎用性の高いものは対象外とする。				

別表2（第4条関係）

分野	活動内容	活動例
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動	高齢者・障がい者への自立支援、高齢者への配食サービス、緊急医療の普及、在宅家事援助
2	社会教育の推進を図る活動	総合学習支援、生涯学習推進
3	まちづくりの推進を図る活動	地域おこし、町づくり・活性化、花いっぱい運動
4	観光の振興を図る活動	観光客受入れ促進、観光案内（ガイド）、人材育成
5	農林漁村又は中山間地域の振興を図る活動	地域おこし、まちづくり活性化
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	学術、文化、芸術又はスポーツの振興および交流促進を図る活動
7	環境の保全を図る活動	自然環境整備・保護、河川浄化、水質汚染調査、環境教育、森林保全
8	災害救援活動	防災知識の普及・啓発、減災活動、災害時の支援
9	地域安全活動	交通安全活動、地域間情報促進支援、地域自主防災会支援、防犯活動
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動	こどもの虐待防止、ホームレスの生活支援、人権擁護、平和の推進
11	国際協力の活動	留学生支援、国際交流推進、多文化共生の推進、日本語学習支援
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動	女性の社会参画サポート、セクハラ・DVなどの防止
13	子どもの健全育成を図る活動	ボーイスカウト、ガールスカウト、不登校・ひきこもり相談・支援、子育て支援
14	情報化社会の発展を図る活動	情報化促進活動、ITネットワークの構築、パソコン技術習得支援

15	科学技術の振興を図る活動	科学技術振興・教育・交流
16	経済活動の活性化を図る活動	起業相談、経営相談、人材育成
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	就労支援、職業訓練、求人情報の提供
18	消費者の保護を図る活動	消費者保護、商品知識の普及・啓発
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	市民活動の支援（組織運営、企画立案、情報提供等）
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	都道府県又は指定都市の条例で定める市民活動の支援

様式第1号（第5条関係）

平戸市やらんば市民活動サポート事業早期着手予定調書

下記のとおり事業の早期着手をしたいので、次の条件について同意のうえ、早期着手予定調書を提出します。

（条件）

- 1 当該事業については、市からの補助金交付がない場合において異議はない。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額等が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合において異議はない。
- 3 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

記

事業名				
予定事業期間	年 月 日 ～		年 月 日	
事業費内訳 (単位：千円)	事業費	市補助金	自己負担金	その他
早期着手理由				

様式第2号（第7条、第8条関係）

平戸市やらんば市民活動サポート事業計画（実績報告）書

年 月 日

平戸市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

事業対象部門		※審査の可否	1 可	2 否		
事業名						
目的						
事業内容						
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
期待される効果						
活動（成果）指標	目標	実績				
申請内容の照会先	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ（以下、記入の必要はありません。）					
	担当者氏名		団体での役職			
	住所：〒	平戸市				
	TEL		FAX		携帯	
	E-Mail					

添付書類 収支予算（精算）書

（個人情報の取扱いについて）

※この計画（実績報告）書により収集した個人情報は、当該事務にのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用しません。

様式第3号（第7条、第8条関係）

平戸市やらんば市民活動サポート事業収支予算（精算）書

（収入の部）

単位：円

区 別	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金				
自 己 負 担 金				
そ の 他				
計				

（支出の部）

単位：円

区 別	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減	備 考
計				

様式第4号（第7条関係）

平戸市やらんば市民活動サポート事業補助金

団体調書【 部門】

① 体名	フリガナ				
② 表者の役職名 及び氏名・会員数	フリガナ	フリガナ	会員数		
	代表者役職名	代表者氏名	名		
③ 団体所在地	〒 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 代表者宅				
④ 団体連絡先	TEL		FAX		携帯
⑤ 団体ホームページ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		URL		
⑥ 申請内容等の照会先	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ(以下記入の必要はありません。)				
	担当者氏名				
	住所:〒	平戸市			
	TEL		FAX		携帯
	E-Mail				
⑦ 団体の設立年月日	団体設立 年月日		NPO 法人 認証年月日		
⑧ 活動の分野	別表2の 分野番号 を記載	主分野 (1つ)		その他分野 (複数可)	
⑨ 団体の活動目的・目標	<p>※団体活動を開始した理由を簡潔明瞭に記入してください。</p> <p>※団体の活動目的・目標を簡潔明瞭に記入してください。</p>				
⑩ 活動の内容・活動実績	<p>※目的・目標を達成するためにどのような活動を行っているか簡潔明瞭に記入してください。</p>				

<p>⑪財政規模</p>	<p>※団体の年間支出額を、直近の収支決算書又は収支予算書より転記。</p> <p style="text-align: center;">円</p>
<p>⑫資金確保への取組</p> <p>※この活動を計画的に実施するため、自主的な財源をどのように確保しようとしているのか、簡潔明瞭に記入してください。</p>	
<p>⑬継続性</p> <p>※活動を継続して行うために組織的な活動ができる体制が整っているか記入してください。(役割、担い手など)</p>	
<p>⑭補助金の使途</p> <p>※目的・目標を達成するために本補助金を使用する品目・金額等を簡潔明瞭に記入してください。</p>	
<p>⑮団体の特徴・PR</p>	

(注意) 1 記載は、この様式を使用し、調書内に記載内容を収めてください。(別紙及び添付書類の提出は認めません。)

2 調書の記入又はWordデータ等で作成する場合の文字の大きさは11ポイント以上でお願いします。

様式第5号（第8条関係）

年度 平戸市やらんば市民活動サポート事業補助金
「はじめの一步」実績評価表（申請団体用）

申請団体名： _____

事業名			
成果指標	目標	実績	
採点項目	審査基準	評価基準	判定
目的・課題 (配点:3.5点) (係数:0.7)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動目的・目標が明確となっている。 市民活動としての発見、気づきがある。 	A：当てはまる 5点 B：概ね当てはまる 4点 C：少し当てはまる 2点 D：当てはまらない 0点	
資金 (配点:4.5点) (係数:0.9)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の自主的な財源を確保しようとしている。(会費等) 	A：当てはまる 5点 B：概ね当てはまる 4点 C：少し当てはまる 2点 D：当てはまらない 0点	
公益性 (配点:6.0点) (係数:1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 活動及び事業の効果が市民に広く還元される取り組みであるか。 ※特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動、会員相互の親睦活動になっていないか。 	A：当てはまる 5点 B：概ね当てはまる 4点 C：少し当てはまる 2点 D：当てはまらない 0点	
継続・発展 (配点:6.0点) (係数:1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の組織的な活動ができる体制が整っている。(役割、担い手等) 適正な事業計画及び資金計画が作成されている。 	A：当てはまる 5点 B：概ね当てはまる 4点 C：少し当てはまる 2点 D：当てはまらない 0点	
コメント等			

※判定欄は、評価基準のA～Dまでの該当するアルファベットを記入する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条、第8条関係)

様式第3号 (第7条、第8条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

(全部改正〔令和4年告示19号〕)